

# ケース・スタディで見る『最新問題社員』への対応

~ 問題社員をケース別にまとめ、 特徴・対処ポイントを事例・判例を交えながら、実践的に解説 ~

《開催要領》

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日 時▶ 2019年 9月 9日(月) 14:00~17:00

会場▶ 厚生会館(東京・平河町)

#### 《 開催にあたって 》

問題社員への対応はどのような企業にとっても無視できない課題であり、対処法を誤ると職場の士気や作業効率を低下させるだけでなく、紛争を拡大させてしまう恐れがあります。本講座では、新入社員からベテラン社員まで、近年特に大手企業に増えてきた問題社員の特徴・傾向を確認し、対処法について詳解します。また、従来から確認されていたケースに加え、『被害妄想で訴訟を起こす社員』や、『発達障害が疑われる社員』、『ネットによる副業を行う社員』、『私生活に問題があり借金を抱えている社員』等の問題社員をケース別にまとめ、特徴・対処ポイントを事例・判例を交えながら、実践的に解説していきます。

### **講 師 第一芙蓉法律事務所 弁護士 木下潮音** 氏

【略 歴 】早稲田大学法学部卒。1982 年 10 月司法試験合格、1985 年 4 月司法修習終了。1992 年イリノイ大学カレッジオブロー卒業、LLM 取得。1985 年 4 月弁護士登錄、第一東京弁護士会入会。同年同月、橋本合同法律事務所入所、1986 年 11 月第一芙蓉法律事務所設立に参加。2004 年 4 月第一東京弁護士会副会長就任(2005 年 3 月退任)、2010 年 4 月 東京大学法科大学院客員教授就任(2013 年 3 月退任)、2013 年 4 月東京工業大学副学長就任、現在に至る、経営法曹会議常任幹事。

【著書 執筆】『長時間労働防止、健康経営のための労働時間管理』(月刊経団連)、『最近の過労死(過労自殺を含む)をめぐる判例と長時間労働の是正(座談 会)』「労働判例 No1101 )、『ローヤリング労働事件』(労働開発研究会、共著)、『改正労働契約法の詳細 Q&A でみる有期労働契約の実務』(第一東京弁護士会労 働法担紙手員) その他を教

#### 《申込方法》 当会ホームページ(https://www.bri.or.jp)からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検 索

■受講料: 1名(

税込。資料代含

※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)を ご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 34,560円 (本体価格 32,000円) — 般 37,800円 (本体価格 35,000円)

		191510-0505 (※)	ケース・スタラ	ディで見	見る	『最	新問題社員』への対応
ふりがな 会社名							
住 所	₹						
TEL				FAX			
ふりがな ご氏名					所役	属職	
E-mail							

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

- ■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mail からもお申込み頂けます。 後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- ※よくあるご質問 (FAQ) は当会 HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]) ※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。
- ■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail:tamiaki@bri.or.jp TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102 - 0083 東京都千代田区麹町 5-7-2 MFPR 麹町ビル 2 F

## ・プログラム・

- I. 2010年以降に顕著な問題社員の特徴・傾向
  - ~即時解雇の対象ではないが、日々の行為が他の社員の迷惑となる社員の対処法
  - ・入社して間もなくから仕事に適応できない/事実でない被害を繰り返し主張してコンプライアンス窓口に通報する/「うつ」状態を理由に休業するが私生活では活動的である/会社のルールを都合よく解釈して指示に従わない/社外での活動を重視して業務をおろそかにする
- Ⅱ. 就業規則における解雇理由の点検・整備のポイント
- Ⅲ. 実際にあった新型問題社員事例と企業が取るべき対策ケース①(被害妄想型)
  - (1) 事例: 男性の先輩社員が後輩社員を激励する為軽く頭を叩いたところ、後輩社員は 「社内いじめ、パワハラを受けた」として労働局に申し立てた。
  - (2) 判例・対処のポイント
  - (3) 近年のハラスメント問題の特徴・実務対応ポイント・留意点
    - ・多様化するハラスメント/セクシャル・ハラスメント/パワー・ハラスメント/ マタニティ・ハラスメント/アルコール・ハラスメント/ アカデミック・ハラスメント
- Ⅳ. ケース②(発達障害が疑われる社員)
  - (1) 事例:高学歴だが対人関係が不器用で顧客との関係を悪化させる社員。また、複数の 指示を同時に受けることができず、ミスが多発した結果業務効率を著しく悪化 させる社員。
  - (2)発達障害の社員の特徴と対処のポイント
  - (3) 発達障害と制度に関する知識 (障害者雇用制度など)
- Ⅴ. ケース③(ネットによる副業を行う社員)
  - (1) 事例:ネットを使用した副業の監視・規制が困難と判断し、条件付きで副業を認めた所、 副業社員の WEB サイトで「炎上」が発生。副業社員が従事する本社に、ネガティブな イメージを持たれる事態となった。
  - (2) 判例・対処のポイント
  - (3) 従業員の副業における問題点・実務対応ポイント
    - 業務関連ではない不適切な行為/インターネットやSNSの利用に関する問題行為/ 出会い系サイトの利用/売買春/未成年淫行・児童ポルノ/著作権侵害 インターネットオークションを利用した副業
    - ・従業員のパソコン、携帯端末の監視における留意点
- Ⅵ. ケース④(私生活に問題がある社員)
  - (1) 事例: サラ金業者(消費者金融)から会社に厳しい取り立ての電話がかかってきた。社員に確認したところ、消費者金融から多額の借金をしており、返済が滞っている事が発覚した。
  - (2) 判例・対処のポイント
  - (3) 私生活に問題がある社員への実務対応ポイント
    - ・多重債務、破産、消費者ローン/従業員間の借金/刑事事件で告訴された/ 自動車事故を起こした/異性関係

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! - 枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。